

医療技術の進歩によって終末期医療のあるべき姿が議論されている。その中心にあるのが尊厳死と安楽死だ。

では、安楽死と尊厳死はどこが違うのか。尊厳死とは回復の見込みがない患者から生命維持に必要な装置を外すなど人間としての尊厳を保って死を迎えさせることである。一方、安楽死とは回復困難で末期状態にある患者を激しい苦痛から解放するために医師が患者の意思にもとづいて死なせることである。前者は医師の不作为による自然死だが、前者は意図的な作為による死であるという点で大きな違いがある。

これらの死の迎え方が議論されるようになった背景には、憲法から解釈によって導かれる人権である「自己決定権」がある。人は個人として尊重され、生き方や死に方にも個人の意思、個人の尊厳が求められようになった。それはクオリティ・オブ・ライフ＝生命の質を保ちながら終末を迎えるという形で議論されることもある。

日本では安楽死は法的に認められていない。しかし、尊厳死は法律はないが憲法から導かれる「自己決定権」により認められていると解釈されている。実際の司法の判断でも認められたケースがあるし、尊厳死を明文で法的に認めようという動きもある。私は患者が苦しむのを見るのはつらいので、安楽死も認められるべきだと考える。ただし、そのためにはカルテの開示やインフォームド・コンセントなど十分に患者の意思を確認する制度を作ることが必要だと考える。そうでなければ、「自死」と同じことになってしまうだろう。